

定年後の再雇用制度

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

高齢化社会が加速するにつれて、定年を迎える従業員への対応を考えられている経営者の方も多いと思います。2013年に改正された高年齢者雇用安定法により、原則として65歳までの雇用を確保するための措置を講じることが事業主に義務化されています。65歳未満の定年を定めている場合には、次のいずれかの措置を講じなければなりません。

1. 定年年齢を65歳まで引き上げること
2. 希望者全員を65歳まで継続雇用する制度を導入すること
3. 定年制を廃止すること

現在、定年制を定めている企業のうち、統計では70%以上の企業が60歳定年を採用しています。多くの企業が実施している「継続雇用制度の導入」の留意点についてお話いたします。

◆再雇用制度について・・・就業規則（再雇用規程）に記載すること

就業規則記載の定年年齢に達した従業員に対し、一度は退職の形をとり、定年の翌日より新たに雇用契約を結ぶというもので、現段階では最も一般的な制度といえます。定年後も引き続き働きたいと希望する従業員全員が対象になるので、安易に‘定年だから辞めてもらう’というように断ることはできません。ただし、就業規則に定められている解雇事由、または退職事由（年齢以外の事由）に該当する場合には、継続雇用しないことができます。

◆雇用契約書を締結・・・労使間のトラブル防止の観点から契約書作成が必須

継続雇用する場合は、雇用契約期間を1年間の更新制とし、満65歳まで給料や勤務時間などの労働条件について個別の雇用契約書を締結するのが一般的です。法律では定年前とまったく同じ条件で再雇用することを義務付けているわけではありません。事業主の裁量により、定年後の雇用形態を、嘱託やパートタイマーなどに変更することが可能です。また、給料や勤務日数・時間数などの労働条件は、定年前と同じでなくても差し支えないとされています。事業主からの労働条件の提示により、両者の間で内容を定めることができます。ただし、業務内容については、定年前と異なる‘業種’に就かせることは認められていません。

◆給料額の見直しの注意事項・・・「同一労働同一賃金の原則」に反しない合理性が必要

雇用期間を1年間の有期契約に変更すること、雇用形態も非正規に変わることで、役職者の地位が解かれることなどから鑑みれば、給料額は、定年前の60%程にダウンすることも少なくありません。しかし、定年前と同じ雇用形態（残業も有り）で、責任のある役職の地位に引続き留まるなど殆ど定年前と雇用形態が変わらないにも関わらず、給料額の大幅な減額は、合理性を欠き、大きなトラブルに発展することがあります。給料額は、再雇用の契約締結の際の話し合いにおいて、雇用形態や業務内容など総合的に判断して定めることが必要です。

請負と民法改正

弁護士 長谷川 留美子

平成14年9月24日、最高裁判所は、建築請負の仕事の目的物である建物に重大な瑕疵（かし）があるためにこれを建て替えざるを得ない場合には、注文者は、請負人に対し、建物の建て替えに要する費用相当額の損害賠償を請求することができる、との判断を下しました。

一方、改正前の民法では、「仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができます。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。」と規定されており、建築請負では、建物に重大な瑕疵があつて契約をした目的を達することができないときでも、注文者は請負契約を解除できないとされていました。

しかし、本年4月1日に施行された改正民法では、上記の規定が削除されました。また、「瑕疵」という言葉もなくなり、売買と同じように、目的物が有すべき品質、性状等を欠いている場合には「契約内容不適合」といい、目的物の修補等による履行の追完を請求できるとされています。そして、注文者が請負人に対して相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができます。さらに、損害賠償請求ができることはもちろんのこと、請負人がその債務を履

行しない場合において、注文者が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、注文者は、請負契約の解除をすることができます。ただし、「催告期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。」とされました。すなわち、債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微でなければ、不履行によって契約をした目的を達することができないほどでない場合にも、請負契約を解除できることになりました。

なお、請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、注文者がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。もっとも、仕事の目的物を注文者に引き渡した時（その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時）において、請負人が不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、期間制限は適用されません。

1年はあつという間です。期間制限には常に用心が必要です。

(随想)

「新型コロナウイルス」に想う

センター会長 杉浦 正康

中国の武漢から始まった「新型コロナウイルスの蔓延」でマスコミは終夜持ちきりです。従ってこの稿でも目下人類の生存にとって重大なこの問題について触れないわけには参りません。しかしながらここでは何故このようなウイルスが発生するのかその原因について記してみようと思います。

かつて大騒ぎになった「エボラ出血熱」や「重症急性呼吸器症候群(SARS)」「中東呼吸器症候群(MERS)」などの感染症の病原体はいずれも動物由来だそうです。「新型コロナウイルス」もコウモリが起源とされており、すでに中国科学院大学のグループが昨年3月にそのリスクについて指摘していたというのですから何をか言わんやです。

このような動物由来感染症拡大の原因の一つとされるのが自然破壊と野生生物取引の拡大だということです。森林伐採や鉱物開発のために人々が熱帯林の中に入り込むことや、食肉、ペット向けの取引が増えることで人間が野生生物に接する機会が多くなるからだというわけです。SARSはハクビシンから人に感染したと疑われ、中国で食用として売られていたことが問題視されました。新型コロナウイルスについてはセンザンコウがコウモリと人間の間をつなぐ中間宿主となったのではないかと疑われています。

新型コロナウイルスについては中国の全国人民代表大会の常務委員会が2月末に野生動物を食べる習慣の根絶や野生生物の全面的な

取引禁止を決めたそうです。

アフリカなどの先住民は古くから森の中の動物をタンパク源としてきましたが、最近では熱帯林地帯では木材や鉱物などの資源開発のために道路が切り開かれ多数の労働者が送られるようになったことなどから食べ物として捕獲される野生動物の量が急増し、都市部への大量流出もかさなり、結果として先住民の「森の肉」への依存度が高まっているというわけです。その帰結として自然環境保全上の問題もさることながら、野生動物と人間が接触する機会が増え新たな感染症の拡大につながるという問題が出て来たということです。

発展途上国では人口の増加に加え森林伐採や鉱物資源開発によって人間(労働者)が森林地帯に入り込み、食用になる動物の量が急増しているために動物がほとんどいない「空っぽの森」が世界各地で増えているそうです。

まさにこれこそが「生物多様性に悪影響を与えるだけでなく動物由来の感染症の拡大や先住民の食糧危機など多くの問題をもたらしている」とカリフォルニア大学の研究グループが指摘しているそうです。

ということで、「新型コロナウイルスの蔓延」は他ならぬ我々自身に原因があった、すなわち自己責任の問題もあるということになるわけです。そのことに想いを致さずただ怖がるだけでは抜本的な解決は期待出来ないことになります。以て瞑すべきでしょう。

康友会入会のご案内

康友会は当センターの顧問先様の研修・親睦団体として、各種講演会や経営懇談会、親睦旅行、パーティー、ゴルフコンペ、グルメの会等多岐にわたって活動し、多くのご賛同を得てまいりました。ご入会は法人でも個人でも受け付けております。未入会の皆様へ是非ご入会いただきますようお願い申し上げます。

特典1・康友会会員対象に毎月行われています無料法律相談を受けることができます。

特典2・年に一度行われているホテルでの総会（講演会、懇親会）に1名様まで無料で参加できます。（一般参加の方は10,000円いただいております。）

特典3・康友会が主催もしくは協賛しているセミナー（税務・法律・労務年金相談）に優先的にお値打ちに参加できます。

特典4・康友会旅行においての補助が受けられます。

特典5・過去の研修会、セミナー等のテープ・ビデオ・CD等を無料で借りられます。

特典6・康友会サロンをはじめ、当センター内会議室を無料で使用できます。

【 入会金 】 無 料

【 会 費 】 半期毎に18,000円 但し、中途入会は月割りです。

※お問い合わせは各担当者又は康友会事務局までお気軽にどうぞ。 TEL 052-331-1740

5月、6月の税務・労務

5月の税務・労務

- 11日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇特別農業所得者の承認申請
- 6月1日◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付
 - ◇令和1年分所得税延納分の納付
 - ◇令和2年3月決算法人の確定申告、9月決算法人の中間申告
 - 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇令和2年3月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知
 - ◇自動車税の納付
 - ◇鉾区税の納付



6月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
 - ◇納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付
- 15日◇税務署長から令和2年分所得税の予定納税額の通知
- 30日◇令和2年4月決算法人の確定申告、10月決算法人の中間申告、7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇令和2年4月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇個人住民税第1期分の納付
 - ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届の提出(期限=支払後5日以内)



ご案内

● 康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和2年 5月 20日 (水)
 令和2年 6月 23日 (火)
 令和2年 7月 22日 (水)
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和2年 5月 20日 (水)

☆表紙及び裏表紙の写真募集☆

葵総合経営センターではセンターだよりに掲載する作品を募集しています。



ペットに限らずこのように表情豊かな動物の面白写真も募集します。どちらもカメラ目線で愛らしくありませんか？

表紙はお客様の奥様が、こちらの動物はその娘さんからご提供いただきました。もちろん美人母娘であることは言うまでもありません。ご協力ありがとうございます。

◎休日のお知らせ

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

★税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税 理 士 杉浦 正康
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで

編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

小林浩子 鈴木寛大 中島和人 加藤紀男
 都築玲香 早川 毅 山田真義 木全美帆

鶴舞公園を眺めながら通勤しています。
 今年は新型コロナウイルスの影響で公園内で敷物を敷いてのお花見は禁止となったため、お花見シーズンはとても賑やかな鶴舞公園も今年は静かに桜を眺めている人が多く居ました。

普段とは違う静かなお花見もいいのですが、いつもの賑やかな雰囲気恋しくなりました。
 来年はいつもと同じお花見をしたいものです。

木全 美帆